

鳥取県告示第 568 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字出合東平448の1、448の3、450、字細谷452の1、字カツラ谷459の1、460から462まで、字コライ谷465、466の1から466の4まで、468、471の1、471の3、471の4、471の11から471の13まで、473、476から478まで、481、483、字梅ヶ谷487、489、490、494から497まで、字家ノ上498から500まで、字砂谷505、字半田ノ上507、509、字佐治ヶ谷516から518まで、521、522、字大畑ノ上エ523、524、字屋根屋谷526の1、字大谷口533の1、字大ヶ谷555、字小マケヅラ556、557、字ヤトウジ570の1、570の2、570の7、571、字ツエ谷572の1、575、576、577の1、577の2、字柿木580の1、581、582、字長途588、593、597、598、字宮ノ向604、608、字茶山618の1、618の3、619、620、字上淵621、622、625、字下モ小谷627、628、字清水途632、字大途635の1、635の2、638から641まで、字瀧ノ下タ661、662の1、663の1、664の1、664の2、665の1、665の2、字スリ鉢667の2、字下モ小谷675、679、682から684まで、686の3、字松ジガ途689の1、690、692の1、692の2、695の1、字ホウメウ699の1、字向田ノ上へ738の1、738の2、739の2、字中ヶ谷742から744まで、747、760、761、字奥谷762、773の1、773の2、774、777、字谷787、787の1、788、789の2、字ヒジマガリ802、803、812、字中ショウガ谷813の1から813の3まで、字下モ上ガ谷818、大字大背字小屋ノ谷1463の1、大字市瀬字宮地谷3413から3419まで、3420の1から3420の8まで、3421から3424まで、3425の1から3425の3まで、3426、3428、3429、3430の1から3430の3まで、3430の5から3430の10まで、3437の11から3437の15まで、3437の40、字屋毛尾3438の8から3438の21まで、3439から3445まで、字アシ谷ノ山3508から3510まで、3510の1、3511、3512の1、3513の1、3514から3519まで、3519の1、3520、3521の1から3521の9まで、3521の11、3522、3522の1、3523、3523の1、3524の1、3525の1、3526から3531まで、字ツヘガ途3532、3533、3535から3538まで、3561から3563まで、字岩ヶ途3564から3571まで、3571の1、3572、3573

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)